

古地磁気分析装置売買契約書(案)

山梨県富士山科学研究所(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、乙が物品を甲に売り渡し、甲が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 品名、品質(規格)及び数量 古地磁気分析装置 一式 (別紙 仕様書のとおり)
- (2) 契約金額 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- (3) 納入期限 令和8年3月31日
- (4) 納入場所 山梨県富士山科学研究所 (山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾5597-1)
- (5) 受渡場所 同上
- (6) 契約保証金 金 円
(免除する場合は) 山梨県財務規則第109条の2第 号の規定により免除

(納入の通知)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(検査)

- 第3条 甲は、物品の納入を受けたときは遅滞なくその検査を行わなければならない。
2 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
3 検査に合格したときは、甲は、物品を受領し、乙は納品書を甲に提出するものとする。
4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、乙の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(担保責任)

- 第5条 甲は、物品の納入後、当該物品に不適合を発見した場合、当該不適合が甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙に対し相当の期間を定めて、当該物品を修補し、又は良品と交換するよう請求することができる。
2 甲は、乙に対し前項による請求ができる場合において、前項の不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該請求に代えて、又は当該請求とともに、乙に対し損害賠償の請求をすることができる。
3 前二項による請求は、甲が第1項の不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知した上で行わなければならぬ。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(代金の支払)

第6条 売買代金の支払いは、検査が完了し、甲が物品を受領した後乙からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。

(履行延期等)

第7条 乙は、天災その他避けることのできない理由により、契約期間内に契約を履行することができない場合は、甲に理由を明記した文書を提出し、履行の延期又は契約の解除を求めることができる。

(延滞違約金)

- 第8条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、納入期限までに物品を納入しない場合は、甲に対して延滞違約金を支払わなければならない。
2 前項の延滞違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に対し民法(明治29年法律第89号)第404条の法定利率を乗じて得た額とする。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りではない。

(支払遅延に対する遅延利息)

- 第9条 甲の責めに帰すべき事由により、第6条に定める支払期限までに売買代金を乙に支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。
2 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する

る法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

（解除等）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が第1条に定める納入期限又は第3条第2項若しくは第5条第1項の規定により甲の指定する日までに良品を納入しないとき。
- (2) 納入期限内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (4) 第7条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。
- (5) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (6) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- (7) 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。
 - ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。
 - ウ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として売買代金の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（公正入札違約金）

第11条 乙は、前条第1項第7号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による売買代金の10分の2に相当する額を支払わなければならない。売買契約が完了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であつた者または構成員であつた者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であつた者及び構成員であつた者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（費用の負担）

第12条 この契約締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第13条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

（疑義等の決定）

第14条 この契約に定めのない事項については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めるところによるものとする。

第15条 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾5597-1
山梨県富士山科学研究所
副所長 岡田 孝秀

乙